

訪問看護ステーションーツ葉

指定居宅介護支援事業運営規程

(介護保険・介護予防・介護予防ケアマネジメント:委託)

1. 事業の目的・運営の方針

社会医療法人善仁会が設置する訪問看護ステーションーツ葉において実施する指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護支援事業の円滑な運営を図るとともに、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とします。

○要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適正なサービスが多様な業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

○指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って提供されるサービスが特定の事業所に不当に偏することのないよう公正中立に行います。

○前項のほか、「指定居宅サービス等の人員、設備、及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し事業を実施します。

2. 事業所の名称

事業所 名称：社会医療法人善仁会 訪問看護ステーションーツ葉

所在地：宮崎市新別府町江口 950 番地 1

3. 職員の職種・員数・職務内容

管理者：1名主任介護支援専門員

介護支援専門員：3名（常勤専従）（内2名は主任介護支援専門員）

4. 営業日・営業時間

営業日：月曜日～金曜日（国民の祝日・年末年始は休みとします）

営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする

連絡体制：24時間常時電話対応等による連絡・相談等が可能な体制とし、必要に応じた適切な対応ができる体制とする

5. 通常の事業の実施地域

宮崎市・新富町・高鍋町・西都市

6. 居宅介護支援の提供方法・内容

- ①居宅サービス計画の作成
- ②居宅サービス事業所等との連絡調整
- ③サービス実施状況の把握・居宅サービス計画等の提供
- ④給付管理
- ⑤相談・説明
- ⑥医療との連携・主治医への連絡
- ⑦居宅サービス計画の変更
- ⑧要介護認定等にかかる申請の援助
- ⑨サービス提供記録等の閲覧・交付
- ⑩介護支援専門員の変更

7. 事故発生時の対応

指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

- 加入保険名：居宅介護支援事業者 賠償責任保険
- 補償の内容：身体賠償・財物賠償・人格権侵害等

8. 利用料に関する事項

原則として利用者の負担はありません。

9. 衛生管理費

介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備等の衛生的な管理に努めます。

10. 個人情報の保護

個人情報の利用は、サービス提供に必要な範囲とします。職員は業務上知り得た情報を漏らすことがないよう法律で義務付けられています。個人情報の取扱に等については、掲示しております「個人情報に関する方針」「取り扱いについてのお知らせ」「利用目的」のとおりです。

11. 虐待防止に関する事項

指定居宅介護支援を提供中に、当該事業所従業者・擁護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通達するものと定めています。

12. その他の運営に関する重要事項

当該事業所は、社会的使命を十分認識し、職員の質向上を図るため研究・研修の機会を設け、また業務体制を整備します。

13. 苦情処理

指定居宅介護支援の提供に関わる利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応します。
苦情・相談窓口を設置し対応いたします。

【苦情・相談窓口のご案内】

◎訪問看護ステーションツ葉（管理者）佐藤峰代 電話0985-64-8195

◎その他の苦情・相談窓口

事業所名	電話番号
宮崎県国民健康保険団体連合会	0985-35-5301
宮崎県長寿介護課	0985-26-7058
宮崎市福祉部 介護保険課	0985-21-1777
小戸・橘地区地域包括地域包括支援センター	0985-29-5073
中央東・檉北地区地域包括支援センター	0985-60-0828
中央西地区地域包括支援センター	0985-64-8597
檉南地区地域包括支援センター	0985-23-0001
東大宮地区地域包括支援センター	0985-22-0808
大宮地区地域包括支援センター	0985-61-1789
住吉地区地域包括支援センター	0985-65-8080
北地区地域包括支援センター	0985-36-0902
大塚台・生目台地区地域包括支援センター	0985-62-3671
生目・小松台地区地域包括支援センター	0985-62-3855
大塚地区地域包括支援センター	0985-65-8181
大淀地区地域包括支援センター	0985-55-1010
赤江地区地域包括支援センター	0985-63-5310
本郷地区地域包括支援センター	0985-72-6001
木花・青島地区地域包括支援センター	0985-63-8111
佐土原地区地域包括支援センター	0985-48-7007
田野地区地域包括支援センター	0985-86-5115
高岡地区地域包括支援センター	0985-30-9426
清武地区地域包括支援センター	0985-55-6330
西都市役所介護保険課	0983-43-3024
高鍋町役場介護保険課	0983-26-2008
新富町役場介護保険課	0983-33-6056

附則

この規程は、平成12年4月に作成し、令和3年9月16日から見直し後、施行しています。